

修了確認期限の延期申請について

主に、教諭、助教諭、講師（臨時、非常勤含む。）、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭の方で各自の免許状更新講習（以下「更新講習」という。）の受講期間（修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前まで）に、心身の故障による休職や育児休業の期間中であるなどの事由（※下表参照）で更新講習の修了が困難な場合等には、「修了確認期限の延期申請」を行うことができます。

修了確認期限を延期できる事由及び延期の期間は、下表のとおりです。

延期申請の事由		延期の期間
教育公務員特例法に規定する指導改善研修中である場合。（公立学校の教諭、助教諭、講師のみ。）		その事由がなくなった日から2年2か月以内
修了が困難である場合	心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上病気休暇（90日未満の病気休暇で、青森県教育委員会（以下「県教委」という。）がやむを得ないと認めるものを含む。）、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。	（申請の際には、延期したい期間を記載することとなります。）
	地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること。	
	海外に在留する日本人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設等において教育に従事していること。	
	専修免許状の取得のために大学院の課程に在籍していること。（科目等履修生は除く。）	
	教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2ヶ月未満であること。	
	その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること。	
十年以内に免許状の授与を受けている場合以内	平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと。	普通免許状又は特別免許状を授与された日（複数の免許状を授与されている場合は、それぞれの免許状に係る授与の日のうち最も遅い日）の翌日から10年以内 （申請の際には、延期したい期間を記載することとなります。）
	修了確認期限が、普通免許状又は特別免許状を※授与された日の翌日から起算して10年を超えない日であること。 ※ ここでいう「授与」とは、二種免許状を持っている教諭が一種免許状を取得する場合や一種免許状を持っている教諭が専修免許状を取得する場合、他教科、他校種及び特別支援学校教諭の普通免許状又は特別免許状の授与を受ける場合も含まれます。ただし、 <u>特別支援学校教諭免許状について新たに特別支援教育領域を追加する場合は「授与」ではありません。</u>	

「修了確認期限の延期申請」を行う際の手続きについては以下のとおりです。

申請の流れについて

〈各自の修了確認期限の2か月前までに行う必要があります。〉

確認申請

各自が、「修了確認期限延期申請書」に以下の書類を添付し、青森県教育委員会（以下「県教委」という。）に申請をします。（申請書の記入の注意点等は、県教委HPに掲載している「申請書記入例」を参照のこと。）

《添付書類一覧》

① 免許状の写し

※ 免許状を紛失している場合は、免許状を授与した都道府県が発行している「免許状授与証明書（原本）」（申請日の半年以内に発行されたもの）の添付でも可。

※ 所持しているすべての免許状について提出が必要です。

② 各都道府県教育委員会が発行する更新講習修了確認証明書、平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書、修了確認期限延期証明書又は免許状更新講習免除証明書（すべて原本）

※ 初めて更新講習関係の申請をする場合は添付不要。

③ 修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了することが困難な事由であることを証する書類（辞令の写しなど）

④ 戸籍抄本（必要な場合のみ。）

※ 婚姻等により、免許状に記載されている氏名又は本籍地が異なる場合は添付する必要があります。

⑤ 青森県収入証紙 1,700円分

※ 手数料として申請用紙の余白部分に貼付してください。

⑥ 返信用封筒

※ 角形2号（A4用紙が折らずに入る大きさ）に宛先を記入し、140円切手を貼り付けしてください。（氏名の最後は「行き」や「宛」とはせず、「様」または「殿」としてください。）

延期証明書の発行

青森県教育委員会が申請に基づき、修了確認期限の延期を行い「修了確認期限延期証明書」を発行します。

次回の修了確認期限

延期後の修了確認期限に基づき、更新講習を受講・修了し、「更新講習修了確認の申請」を行ってください。

例：申請時の修了確認期限…平成29年3月31日

申請（事由：採用から2年2ヶ月未満）に基づき、県教委で修了確認期限を延期

例：採用が平成28年4月1日からの場合

延期後の修了確認期限…平成30年5月31日